

東海地区獣医師会災害支援協定書  
(2018年9月)

公益社団法人	愛知県獣医師会
公益社団法人	岐阜県獣医師会
公益社団法人	静岡県獣医師会
公益社団法人	名古屋市獣医師会
公益社団法人	三重県獣医師会

## 東海地区獣医師会災害支援協定書

静岡県、愛知県、名古屋市、岐阜県及び三重県(以下「東海地区」という。)で発生した災害時において必要な支援について、次のとおりに協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、東海地区において災害等が発生した時に、東海地区の獣医師会が行う支援等について必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この協定において、東海地区の獣医師会を総称して東海地区獣医師会といい、構成する獣医師会を各獣医師会という。

2 東海地区獣医師会を構成する各獣医師会は、次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人愛知県獣医師会
- (2) 公益社団法人岐阜県獣医師会
- (3) 公益社団法人静岡県獣医師会
- (4) 公益社団法人名古屋市獣医師会
- (5) 公益社団法人三重県獣医師会

### (支援本部の設置)

第3条 この協定の円滑な運用を図るために、東海地区獣医師会に支援本部を置き、事務局は支援本部獣医師会内に置く。

2 支援本部は、東海地区獣医師会の幹事獣医師会内に置く。

3 幹事獣医師会が、被災等により職務を遂行できない場合には、第2条第2項の順序に従い、他の獣医師会が職務を代行する。

4 支援本部は、本部長が代表し、統括する。

5 本部長は、幹事獣医師会長をもって充てる。

### (支援の種類)

第4条 支援の種類は次のとおりとする。

- (1) 動物救護物資の提供
- (2) 動物救護要員の派遣
- (3) 救護動物の受け入れ
- (4) 職員等の派遣
- (5) その他、必要な支援

#### (支援要請の手続)

第 5 条 支援を受けようとする獣医師会は、被災状況、必要とする支援内容及び地域を明らかにして、本部長に支援を要請する。

2 前項の規定にかかわらず、本部長が必要と認めた時には、支援要請があったものとみなして支援を行うことができる。

#### (支援の実施)

第 6 条 本部長は、前条の規定により支援を行う場合は、各獣医師会に対して、地域の割り当て及び支援内容等の調整を行う。

2 支援を割り当てられた獣医師会は、支援を実施し、支援の状況を本部長に報告する。

#### (平常時の役割)

第 7 条 支援本部は、次に定める事項を平常時に行う。

(1) 各獣医師会の緊急時連絡先、支援能力等の支援要請時に必要となる資料を取りまとめ、各獣医師会へ提供すること。

(2) 東海地区獣医師会災害対策会議を開催すること。

(3) その他、この協定の円滑な運用に必要なこと。

2 各獣医師会は、支援の実施に必要な事項を年 1 回は確認し、支援本部に提供する。

#### (経費負担)

第 8 条 支援に要した費用は、原則として支援を実施した獣医師会が負担する。

#### (補 則)

第 9 条 この協定の実施に関して必要な事項は、各獣医師会が協議して定める。

#### (協定の期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から 2019 年 6 月 30 日までとする。

#### (協定の更新)

第 11 条 この協定の有効期間満了日までに、各獣医師会からこの協定の解除又は変更についての意思表示がない場合には 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書 5 通を作成し、各獣医師会記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

